

平成28年度 厚生労働省税制改正要望（案）

健康・医療関係

厚労省単独／27 税改：二重△

○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、要指導医薬品及び一般用医薬品を購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

厚労省単独／新規

○ 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

健康増進や疾病予防などの自助努力を促進し、がんや生活習慣病等の予防及びこれによる医療費適正化を図る観点から、がん検診、特定健診、予防接種などに要する費用を対象とする所得控除制度を創設する。

厚労省単独／新規

○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 〔所得税、個人住民税〕

地域における医師確保の取組を更に推進するため、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を創設する。

厚労省単独／新規

○ 医療機関の設備投資に関する特別償却制度の創設 〔所得税、法人税〕

人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野におけるICT化の推進、医療従事者の勤務環境の改善などに資する固定資産を取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。

厚労省単独／新規

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の延長及び新設

〔所得税、相続税、消費税、個人住民税 等〕

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等を延長するとともに、新たに給付金の対象となる、発症後20年後を経過して提訴した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者に対する給付金についても同様の措置を講ずる。

介護・社会福祉関係

国交省と共管（国交省まとめ）／延長

- サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 [所得税、法人税]
サービス付き高齢者向け住宅の取得等に係る割増償却措置について、医療・介護施設の併設要件を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

厚労省単独／延長

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 [所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税]
戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、非課税措置及び差押禁止措置を存続する。

厚労省単独／新規

- 障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置 [所得税、消費税、法人税、登録免許税 等]
障害者総合支援法の見直しに伴い、必要な税制上の措置を講ずる。

子ども・子育て

厚労省単独／新規

- 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 [所得税、個人住民税]
仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する観点から、ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

厚労省単独／新規

- ひとり親家庭への支援の充実等に伴い必要な税制上の所要の措置 [所得税、個人住民税 等]
ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

厚労省単独／新規

- 国家戦略特別区域限定保育士資格の創設に伴う税制上の所要の措置 [所得税、贈与税、消費税、法人税]
国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律に基づく国家戦略特別区域限定保育士資格の創設に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

就労促進等

厚労省単独／延長

○ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等

〔所得税、法人税、法人住民税〕

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、その適用期限を2年延長するなどの措置を講ずる。

厚労省単独／拡充

○ 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大 〔所得税、個人住民税〕

職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に発揮できるようするため、セルフ・キャリアドック（仮称）等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。

厚労省単独／延長

○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長する。

厚労省単独／拡充

○ 雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税 等〕

雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において、検討を行い、この検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

年金

厚労省単独（金融庁と共同要望になるように調整中）／新規

○ 確定給付企業年金の弾力的な運用等に係る税制上の所要の措置

〔法人税、法人住民税〕

あらかじめ確定給付企業年金の財政悪化を想定した計画的な掛金の拠出を可能とすることで、景気変動による確定給付企業年金の財政悪化が企業経営に与える影響を抑制し、安定的な財政運営を可能とするとともに、確定給付企業年金と確定拠出企業年金のいわゆるハイブリッド型の企業年金制度の導入その他の確定給付企業年金の弾力的な運営を図ること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

厚労省単独／新規

○ 年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置 [所得税、法人税 等]

年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生関係

中企庁と共管（中企庁まとめ）／延長

○ 少額取得価額の資産に係る減価償却における損金算入の特例措置の延長

[所得税、法人税]

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として全額損金算入（即時償却）できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

厚労省単独／延長

○ 公害防止用設備に係る特例措置の延長

[所得税、法人税、固定資産税]

公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る特別償却及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

その他

エネ庁と共管（エネ庁まとめ）／延長

○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用

期限の延長（グリーン投資減税）

[所得税、法人税]

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置について、特別償却又は税額控除の適用期限を2年延長する。